

兵庫県流域下水道維持管理に係る市町負担金について

兵庫県下水道課：H29.12.19

1 流域（処理場）毎の維持管理費及び市町村負担金の額及び総額

本県における流域下水道に係る維持管理費は、「全額市町負担で当該年度に要する経費を単年度精算」を基本としていることから、「維持管理費＝市町負担金」となります。

区分	① 維持管理費 (円)	② 負担金水量 (m ³)	③(①÷②) 処理単価 (円/m ³)	備考
武庫川上流	881,403,854	24,668,556	36	※1
武庫川下流	2,300,094,720	83,528,236	28	※1
加古川上流	1,395,639,664	30,916,619	45	
加古川下流	1,263,804,873	46,579,477	27	
揖保川	1,900,998,780	28,026,281	68	※2（一般+皮革）
猪名川	21,799,460	—	—	※3
合計	7,763,741,351	—	—	

※1 汚泥処分費含む（兵庫東流域下水汚泥広域処理場で焼却）

※2 汚泥処分費含む（兵庫西流域下水汚泥広域処理場で溶融）

※3 管渠の維持管理費のみ（水処理は大阪府側（豊中市）で実施）

※4 その他、公共下水道に係る汚泥処理等の受託費は除く

2 流域（処理場）若しくは流域下水道会計への一般会計からの繰入金金額

流域下水道事業特別会計への一般会計からの繰入金は、平成28年度決算額で7,353,823,087円です。

なお、当該繰入金のうち、7,218,697,167円は公債費（起債償還に係る元金、利息など）であり、処理場の維持管理に係る経費には充当していません。

3 流域下水道会計の28年度繰越金

兵庫県流域下水道事業特別会計における平成28年度から平成29年度への繰越金は44,114,813円です。（建設工事に係る所謂「繰越明許費」は除く。）

なお、当該繰入金のうち、42,444,592円は市町分の起債償還負担金に係る翌年度の消費税支出のために繰越したものであり、処理場の維持管理に係る繰越金は755,800円です。

処理場の維持管理に係る繰越金についても同様に、翌年度の消費税支出へ充当しています。